

平成31年 3月 6日

入札・契約関係者 各位

津山市財政部契約監理室

## 平成31年度 解体工事に係る格付けの取り扱いについて(お知らせ)

平成31年度は、建設工事等入札参加格付けの中間年ですが、解体工事業追加に伴う経過措置が平成31年5月31日に終了となるため、特例として再度格付けを行いますのでお知らせします。

### 1. 解体工事の格付けについて

格付けランクの能力評定数値区分(経審の総合評価値(P点))については、土木一式、とび・土工・コンクリートの格付け等級と同様に扱うものとする。

なお、工種の追加は、最低1年間は格付けしないが、新工種のため平成31年7月1日から格付けする。

### 2. 解体工事の入札参加資格申請の取り扱い

解体工事の追加業種の格付け要件は、平成31年4月1日時点で解体工事業の建設業の許可を有する者で、経営事項審査(平成29年8月1日から平成31年3月31日までのもの)の完成工事高が0でないこと。

なお、現在、既に本市の解体工事に格付けされている者については、経営事項審査の解体工事の総合評価値(P点)の結果により、格付け等級が上がる場合について見直しの対象とする。等級が下がる場合は平成30年度の格付け等級のままとする。

### 3. 解体業者の指名についての取り扱い

解体工事の等級格付けは、『経営事項審査』の解体工事の総合評価値(P点)で行うが、経過措置として、平成31年5月31日までに完了する工事は、とび土工工事業及び建築一式両方の格付けがある業者については、従来どおり入札参加資格を認める。

ただし、平成31年6月以降の完了日の工事については、解体工事業の格付けがない場合は、入札参加を認めない。

#### 4. 申請期間等について

(1) 申請時期:平成31年4月1日から平成31年4月22日まで

(2) 実施時期:等級格付けは、平成31年7月1日からとします。

(格付期間:平成31年7月1日から平成32年6月30日の1年間)

※ 新規入札参加業者の場合は、平成33年7月1日からの格付けとします。

#### (3) 格付要件

① 解体工事業の許可を有すること。

② 建設業法27条の23の規定による経営事項審査結果通知書において「解体」の2年又は、3年平均工事高が0でない者(平均工事実績のない者、及び、職員雇用最低基準のいずれかを満たさない者は、等級格付を行わない)。

③ 経営事項審査の審査基準日は、平成29年8月1日から平成31年3月31日までのものを用いる。

④ 等級格付は、『経営事項審査』の解体工事の総合評価値(P点)で行う。

※ 格付要件は③の審査基準日以外、既に公表した内容から変更はありません。

#### 5. 提出書類

(1) 入札参加資格申請書(解体工事追加格付け用に記入)

(2) 国土交通大臣又は都道府県知事の発行した経営規模等評価結果通知書、総合評定値通知書(審査基準日:平成29年8月1日から平成31年3月31日までのもの)

※ 経過措置終了後は「解体工事」の格付けがないと入札に参加することが出来ません。

必ず許可取得、経営審査事項の受審の上、入札参加資格申請を行い格付け認定を受けてください。